

「協力金」「支援金」等は「雑収入」です

⇒税額が大幅に増加する可能性があります

神奈川県「感染拡大防止協力金」の交付を受けている飲食店の方は特にご注意ください



◎新型コロナウイルス感染症の確定を防止するための「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けた個人事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」「一時支援金」「月次支援金」等の収入は、所得税等の課税対象となります。（事業の「雑収入」）
※サービスの提供や商品販売等の対価として支払われるものではないため、消費税は課税対象外です。



協力金等の分がほぼそのまま所得に上乗せされるため、ご商売としては厳しい状況が続いているにもかかわらず、「所得税」「住民税」「国民健康保険料」等の税額がご自身の想定以上に大きくなる可能性があります。今のうちから対策を進めることを強くおすすめします！



◎税額の試算例：協力金等850万円が雑収入として事業の収入に加算された場合

※休業等による大幅な売上・経費の減少+協力金の交付(感染拡大防止協力金第5弾～第13弾)をイメージ
※あくまでおおまかな試算であり、住所地・年齢・家族構成等、各種条件の違いにより計算結果は変化します。

単位：円

項目		令和2年以前申告の例	令和3年申告の例
審	収入	売上 6,000,000	売上 3,000,000
	必要経費等	協力金 0	協力金 8,500,000
	所得控除	4,000,000	2,000,000
額	所得税	1,000,000	1,000,000
	住民税	51,000	1,346,600
	国民健康保険	108,900	860,800
	個人事業税	251,900	990,000
	合計	0	330,000
		411,800	3,527,400

「税金ってどうやって計算されるの？」
「税金を節約する方法はないのかな？」
「いくらまでの設備投資なら、効率的に今年の経費にいれられるのだろうか？」

ご不明な点はお気軽におたずねください！
個別のご相談も随時承ります。（完全予約制）

一般社団法人みどり青色申告会

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17
TEL (045) 989-5011
予約専用 (050) 3719-5607
FAX (045) 989-5022
e-mail:midori-aoiro@nifty.com
ホームページ：‘みどり青色’で検索

